

東北地方振興計畫要綱

一、東北地方振興に關する事業は、同地方に文化を進め産業を興して廣義國防の實を擧ぐることを目的とせるものなるべし、大東亞戰爭下において國家の總力を發揮するの要いよ／＼緊切なるものあるに鑑み時局に即應せる新計畫を樹立し以て、東北地方における人的および物的態勢を整備強化せんことを期せり

二、本計畫は東北地方の特異性に鑑み緊急實施を要すと認めらるる別記六項目につき重點的に調査をなしたるものなり

三、東北地方振興の目的を達成するについては相當長期を要すべし、本計畫には差當り昭和十八年度以降五箇年度間において實施すべき事項を掲げた

四、本計畫の實效を擧げその目的を達するには特に左記事項の實現を要するものとす

- (1) 本計畫實施に要する經費ならびに資材資金等は極力これを節約すべきも必要缺くべからざる限度については特に考慮すること
- (2) 本計畫の遂行に當りては成るべく地方負擔の加重を避くることとし、その負擔に屬する分に對しては低利資金の融通および利子補給の途を講ずること
- (3) 本計畫に要する豫算は各省において成るべく獨立の款を設けこれを計上すること
- (4) 本計畫の實施については國家各般の方策と連絡協調を保つため適當なる組織を設定すること

東北地方振興計畫六項目

- 一、振興精神の作興
- 二、人口の増殖並びに資質の向上
- 三、食糧の増産
- 四、資源の開發利用および工業の建設
- 五、開發立地條件の整備
- 六、東北興業株式會社の機能強化

財團法人人口問題研究會主催第十四回人口問題同攻者會合の開催

財團法人人口問題研究會に於いては昭和十七年六月六日厚生省大會議室に於いて「東亞共榮圈の人口」なる題下に第十四回の人口問題同攻者會を開催したが、當日の講師及び演題を掲ぐれば左の如くである。

- 南方圈の民族・労働
- 人口問題研究所研究官 小山 榮 三
- 印度の人口・民族
- 人口問題研究所調査部長 岡崎 文 規

大東亞に關する邦人の理念の變遷

人口問題研究所研究官 關山直太郎

日本醫療團正副總裁及理事の決定

日本醫療團の正副總裁及理事は昭和十七年五月十五日厚生大臣より左記の如く任命せられた。

- 日本醫療團總裁 醫學博士 稻田 龍 吉
- 副總裁 海軍軍醫中將 高杉新一郎
- 同 理事 前長崎縣知事 平 敏 孝
- 前厚生省豫防局長 高野 六 郎

朝鮮に徴兵制實施の決定

昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令の實施以來朝鮮人の特別志願兵は毎年増加を見つゝあつたが、政府は昭和十七年五月八日閣議に於いて昭和十九年度より朝鮮に徴兵制を實施することを決定、九日情報局發表並に情報局總裁談を以て次の如く之を發表した。

情報局發表

政府は八日の閣議において「朝鮮同胞に對し徴兵制を施行し昭和十九年度よりこれを徵集し得る如く準備を進むること」に決定せり。

情報局總裁談

朝鮮同胞に對し徴兵制を施行せられんことを念願する要望は議會に對する請願、現地からの報告等に徴するも甚だ熾烈なるものがあり、さきに昭和十三年勅令第九十五號陸軍特別志願兵令をもつて志願による現役または第一補充兵編入の途を拓かれ銓衡に合格した志願兵は現に陸軍部隊で良好な成績を擧げ時局下の軍務に従事してゐる、また支那事變以來、内鮮一體の氣運は澎湃として起り、特に大東亞戰爭勃發を契機とする朝鮮同胞統後奉公の至誠は頓に昂揚して居る事情に鑑みこゝに徴兵制施行の準備を進むることに関し閣議決

定を見た次第である。

滿洲國に於ける國民勤勞奉公制實施の決定

滿洲國に於いては内外の諸狀勢に則し兵役の義務に相當する公役として今般義務的なる國民勤勞奉公制を明年度より實施することを昭和十七年六月四日參議府會議に於いて正式決定した。その要綱を掲ぐれば左の如くであるが、但し左記要綱は決定前の要綱案によるものである。

國民勤勞奉公制創設要綱

第一方 針

現下國內外の情況及之が將來の推移に鑑み國民皆勞の本旨に則り帝國人民の一大義務たる兵役の義務に照應し義務的國民勤勞奉公制を創設して高度國防國家建設事業に挺身せしめ勤勞奉公以て建國の理想達成に向つて人民を練成せんとす

第二 要 領

一 勤勞奉公義務者

勤勞奉公義務者は帝國人民たる男子にして兵役に服せざる者とし特別の事由ある者は其の義務を免除するものとす
義務者中より更に適格者を選定するものとす
學生に在りては別に學生勤勞奉公制を樹立するものとす

二 勤勞奉公義務の内容

帝國人民たる男子は二十一年より二十三年に至る年齢に在る間通じて十二箇月以内の勤勞奉公に服するものとす

戰時又は事變の場合に於ては一年を超えざる限度に於て前項の年齢及期間を延長することを得るものとす

當分の間勤勞奉公に服すべき者にして其の義務を履行し得ざる場合は一定の金額を納付せしめて其の義務の履行に替へしむることを得るものとす

三 勤勞奉公の對象となるべき事業

勤勞奉公の對象となるべき事業は其の性質上國防建設、國土建設、郷土建設及重要産業等其の福利の努めて永遠に貽るが如きものを選定するものとす

四 勤勞奉公隊の編制

勤勞奉公實施の爲勤勞奉公隊を編制するものとす
勤勞奉公隊は市、縣、旗の區域に依り軍隊的に編制するものとす

五 勤勞奉公隊の運営

勤勞奉公隊の指揮管理は政府之に當るものとす
勤勞奉公隊員の訓練特に幹部の養成訓練は國軍其他關係機關の協力を得て協和會之を行ふものとす

六 勤勞奉公隊員の待遇

勤勞奉公隊員に對しては其の召集中營舎、食事、日用品、醫療等を支給するの外一定の手當を支給するものとす
勤勞奉公隊員の公病、公傷、公死に對しては厚く扶助の方法を講ずるものとす

勤勞奉公隊員の召集中に於ける職業の保證及家族に對する必要な接護に付ては適切なる方法を講ずるものとす

七 勤勞奉公隊員の訓練 規律

勤勞奉公隊員の訓練に關しては精神、技能(警備を含む)及體力の昂揚、向上を圖ると共に團體的規律、生活規律に付ては國軍に準じ鍛鍊し國家意識の涵養に特段の意を用ゆるものとす

八 奉公義務完了者の優遇

奉公義務完了者は其の成績に應じ國民の中堅として活躍し得るよう國家的措置を講ずるものとす

九 經 費

勤勞奉公隊運営に要する經費は勤勞奉公隊の協力を受くる事業體に於て之を負擔するものとす
本制度確立の爲必要な經費は國家に於て之を負擔するものとす

十 勤勞奉公制創設と勞務動員其他の調整

勤勞奉公制創設に伴ひ之と戰時勞務動員、平時勞務動員及賦役並に勞務者養成計畫との調整を圖るものとす

第三 措 置

一 勤勞奉公制度は康德十年度より之を開始し康德十二年度に於て之を完成するものとす

二 國民勤勞奉公制及學生勤勞奉公制創設に必要な法規を制定するものとす

三 勤勞奉公制創設に必要な調査研究を爲し實施に遺憾なからしむる爲準備委員會を設く

四 勤勞奉公制創設に關し宣傳工作の徹底を期する爲總務廳弘報處は關係各機關を動員活動するものとす

五 勤勞奉公制運営の爲必要に應じ逐次行政機構の整備を行ふこととし、市、縣、旗に重點を置く

六 勤勞奉公隊の基盤たらしむる爲速かに協和青年團組織の整備擴充を圖るものとす